

桜川市が発注する週休 2 日制試行工事の方針

1. 目的

令和 6 年度 4 月から、建設業においても罰則付きの時間外労働規制が適用されました。そのため、建設業の働き方改革を推進し、休日確保に向けた環境整備として、休日（土 日、祝日、年末年始休暇、夏季休暇）に作業が必要な工事においても、技術者及び 技能労働者が適切に休日の確保ができるよう 週休 2 日制を標準とした取り組みを進めていきます。その効果や課題を把握するとともに、労働環境改善に対する意識向上を図るために、試行工事を選定し下記の方針で試行していきます。発注に際しては、特記仕様書に週休 2 日制試行工事の発注方式を明示することとします。

2. 用語の定義

(1) 週休 2 日制とは

・工事着手日から工事完成日までの期間において、年末年始休暇 6 日間及び夏季休暇 3 日間を従前どおり確保した上で、現場に従事した技術者及び技能労働者の休日割合が 28.5% 以上となる休日確保を行ったと認められる状態をいう。

(2) 形式

1. 完全週休 2 日（土日）

・対象期間の全ての土日において、現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
なお、週の定義は月曜日から日曜日までとする。

2. 月単位の週休 2 日

・対象期間内の全ての月において、現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8 日 / 28 日）以上となる現場閉所を行ったと認められる 状態をいう。

3. 通期の週休 2 日

・対象期間内において、現場閉所率が、28.5%（8 日 / 28 日）以上となる現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

(3)現場閉所日

- ・あらかじめ定めた現場の休工日。
- ・降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。(監督員へ報告のあった日に限る)

(4)現場とは

- ・工事目的物を設置する現場のことをいい、工場制作としての現場は含めない。

(5)休工日とは

- ・通行規制に伴う交通誘導作業や現場の安全確認のための見回り等現場管理に必要な作業を除き、下請け企業等も含め終日一切の現場作業(現場事務所での事務作業を含む)を行わない日のことをいう。

(6)経費補正等基準とは

- ・週休2日制での施工を設計図書に位置付けて施工する場合に適用する積算基準(各種経費の補正基準)のことをいう。

3. 週休2日試行工事発注方式

(1)発注者指定型

- ・発注に際しては、特記仕様書に発注者指定型である旨明示することとする。
- ・発注時の予定価格算定に当たっては、別に定める経費補正等基準により経費補正等を行うこと。

(2)受注者希望型

- ・発注に際しては、特記仕様書に受注者希望型である旨明示すること。
- ・週休2日制での施工については、契約後、受注者の希望に基づき発注者と受注者との協議により決定すること。
- ・発注者と受注者との協議により完全週休2日制での施工が決定した場合は、別に定める経費補正等基準により、設計変更すること。

※難しい場合は例外的に週休2日対象工事としないことも可能とするが、選定にあたっては、工事内容や現場条件に応じて適切に判断すること。

※閉所確保率が確保されなかった場合は、経費補正を行わない。

週休2日対象外工事の例……災害復旧工事のうち、緊急復旧工事等

4. 試行対象外となる工事

- ・現場作業を行う期間が1カ月未満となることが想定される工事。
- ・緊急対応のための工事。
- ・工程や完成時期に制約のある工事。
- ・経費補正等基準が定められていない工事。
- ・事業等の性質上、週休2日制での施工に伴う工事費の増がみとめられない工事。
(災害復旧工事等)
- ・その他、発注者が適さないと判断する工事。

5. 実施工程表の作成

- ・週休2日制での施工が決定した受注者は、工事着手までに、実施工程表を立て、監督員と協議の上定めること。

①完全2日制……対象期間の土日に設定。

②月単位の2日制……対象期間の月単位で28.5%(2/7)の現場閉所日を設定。

③通期の2日制……対象期間内で28.5%(8/28)の現場閉所日を設定。

6. 工期の延長

- ・実施工程を定めた結果、契約工期内に工事を完成出来ないことが判明した場合、受注者は、工事請負契約書約款第21条の規程による工期の延長を請求することができる。

7. 受注者の取組事項

(1)関係者確認書

- ・受注者は、週休2日制による施工について下請け企業等の理解を得た上で実施することとし、関係者確認書の写しを工事着手までに監督員に提出すること。また、業者を追加した場合はその都度「関係者確認書」の写しを監督員に提出すること。

(2)掲示

- ・受注者は、工事現場の見やすい位置(工事説明板)に、週休2日制で施工することを示す掲示を掲げること。

(3)実績確認方法

工事着手前

- ・受注者は、どの週休2日制の取組を希望するか判断の上、施工計画書に週休2日制の導入実施工程表を添付すること。

工事着手後

- ・現場閉所日を行う場合は、事前に受注者より事前に受注者より現場閉所を行う旨の連絡を受けるものとする。
- ・監督職員の押印が必要となるような書面を提出する必要はない。
- ・口頭による連絡は、工事完了後に受注者の取得確認が困難であるため、電子メールなど後々確認できる連絡方法が望ましい。
- ・以下に該当する場合は、連絡不要である。
 - (1) 実施工程表に記載した法定休日・所定休日の場合。
 - (2) 監督員が事前に把握している場合。
 - (3) 官公庁の休日の場合。

試行工事完了後

- ・元請業者……工事現場の労働者の勤務状況がわかる書類、現場閉所日の割合が把握できる書類(月間・週間工程表、作業日報等)
- ・下請業者……作業期間及び内容が分かる書類(作業日報等)

※降雨・降雪等における予定外の現場 閉所についても、現場閉所日数に含めることに留意すること。

8発注者の配慮

- ・発注者は、受注者が週休2日制による工事を円滑に実施できるよう配慮すること。
 - (1) 実施工程による工事実施を妨げるような指示等を行わないこと。
 - (2) 受注者からの工期の延長変更の変更に対して柔軟に対応すること。
 - (3) 受注者からの協議等にはできる限り速やかに対応すること。
 - (4) 受注者の責によらず週休2日制の実施が困難な期間が生じる場合は、受発注者間で協議して週休2日の対象外とする作業と期間を決定する。
※対象とする期間は、災害対応等のやむ得ない期間に限定する。
 - (5) 受注者側の週休2日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、改善に取り組むものとする。

9工事成績評定等

- ・試行工事を通じ実施された休暇拡大に向けた受注者の取組について、工事成績評定において評価すること。

工程管理……進捗状況と工程表との関係。
現場管理……関係法令を遵守しているか。